

フレンドホーム Q&A

Q

何才くらいの子供と交流するのですか？

A

お預かりいただく子供は、都内や近県の施設で生活している、おおむね 1 歳から 12 歳くらいの子供です。
(対象は 18 歳までです。)

Q

子育て経験がなくても、フレンドホームになれますか？

A

フレンドホームの条件を満たしていれば、子育ての経験がなくても登録することができます。

Q

子供とうまくいくか心配です。

A

交流の開始前に施設を訪問していただき、子供と話をしたり、一緒に遊んだりすることから始めていただきます。

Q

家に迎えたときは、どこかへ連れて行かなければいけないのでしょうか？

A

日常の家庭生活を体験することが大切なので、ご家庭のご都合に合わせてくださって構いません。

～フレンドホーム制度利用者の声～

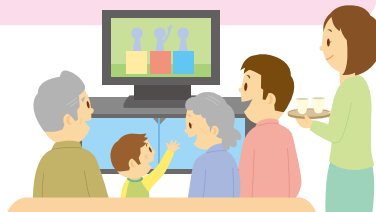
子供の声

私にとって冬休みは、かけがえないお休みです。冬休みと言えばやっぱりお泊まりに行くこと。だって楽しいし、やさしいし、おもしろい。だからフレンドホームって好きなんだ。(Mさん)



フレンドホームさんの声

子育ての経験がないので、戸惑うことも沢山ありますが、施設の職員の方々にも恵まれ相談にのっていただき、問題を早い段階で解決することができます。まだまだ駆け出しの状態ですが、この子を通して「子宝」と「目に入れても痛くない」という言葉の意味を夫婦そろって知ることができ、嬉しく思っています。可愛い寝息を聞きながら、この原稿を書けるあたたかな時間に感謝して…。(Aさん)



フレンドホーム制度のお問合せは

東京都福祉局子供・子育て支援部
育成支援課里親担当
電話 03-5320-4135
FAX 03-5388-1406

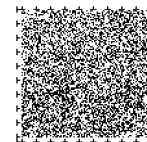
福祉局 HP



フレンド ホームに

なってみませんか？

フレンドホームを
募集しています！



フレンドホームをご存知ですか？

① フレンドホームとは

児童養護施設や乳児院（以下「施設」という。）には親の離婚、病気、出産、親からの虐待など、様々な事情により家庭で生活できない多くの子供たちが生活しています。

このような子供たちを、学校がお休みの期間などに、皆様のご家庭で数日間お預かりしていただくのが「フレンドホーム」です。

施設で生活する子供たちにとって、施設で体験することができない家庭での生活体験は、今後の子供たちの成長においてとても大切です。

② フレンドホームになるためには

次の条件を全て満たす必要があります

- ①原則、都内にお住まいの方であること。
- ②申込者は、心身共に健全であること。
- ③申込者と起居を共にする20歳以上の親族等がいること（子供と適切に交流できると認められる特段の事情がある場合は除く。）。
- ④家族の皆さんが児童福祉への熱意と子供への愛情をもっており、フレンドホームの期間中、子供の養育に専念できる方がいること。
- ⑤住居の広さや間取りについて適切な環境が確保されていること。
- ⑥お預かりいただく子供を施設まで送迎できること。

※その他の要件については、東京都のフレンドホーム制度実施要綱を満たす必要があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。お電話でお問合せください。



③ お申込みから交流までの流れ



〔施設へのお問合せ先はこちら〕



児童養護施設



乳 児 院